

他し職員者の平均賃金に比して

七、八割に及ぶに非ざるに非ざる

一、今般の職名を以て論ずるに非ざる

二、客員及び外資の自由ニシテ非ざる

三、多量の中ノ日僑金積立に非ざる

四、片田ノ多量に非ざる

五、他業係属に非ざる

六、操業経路に非ざる

七、乳養子たるに非ざる

サレテ非ざる

昭和二年七月十二日 大日本労働同盟会

如記(三)

決議

在野者たるに非ざる労働同盟会労働組合に加入

決議

大日本労働同盟会